

立山町道路等原材料支給事業実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 本事業は、身近な道路等を住民自ら整備・補修する事業について、町がその原材料を支給し、地域住民が実施することにより地域の連携と活性化を図り、住民参加型のまちづくりを進めるとともに、住民の道路を大切にす
る気持ちを育むことを目的とする。

(支給事業)

第2条 原材料支給事業は次のとおりとする。ただし、他事業との重複は禁止とする。

- (1) 町道の整備
- (2) 集落内道路など地域が共同で使用する道路の整備
- (3) その他町長が適当と認める工事

(支給原材料)

第3条 支給する原材料は、次のとおりとする。

- (1) コンクリート構造物、砂利、砕石その他町長が必要と認めるもの。
ただし、消耗品は除く。
- (2) 除草剤

2 原材料にかかる費用の上限額は10万円とし、それ以上の費用については申請者が負担するものとする。

第2章 コンクリート構造物、砂利、砕石その他町長が必要と認めるもの

(支給の申請)

第4条 支給事業を申請できる者は、原則として、区長、自治振興会長(区長会長)又は町長が適当と認める団体の代表者(以下「申請者」という。)とする。

- 2 申請者は、事業の必要性を十分確認協議のうえ、立山町道路等原材料支給事業申請書(様式第1号)により町長に申請するものとする。
- 3 原則として、支給は1申請者につき、会計年度につき1回とする。
- 4 支給事業は申請受付順を基本とするが、町長が地域偏在が認められると判断したときは、事業を対象としないことができる。

(決定及び支給)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときはこれを審査し、適当であると認めたときは、立山町道路等原材料支給事業決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、必要な原材料を支給するものとする。

(安全確保)

第6条 事業の実施に当たっては、申請者の責任において、安全を十分確保するものとする。

(保険の加入)

第7条 申請者は、作業中の事故等に備え、参加住民を対象に傷害保険に加入しなければならない。

(完了報告)

第8条 申請者は、事業の完了後速やかに立山町道路等原材料支給事業完了報告書(様式第3号)により施工前、施工中、完了後の写真を添えて、町長に報告しなければならない。

(完了検査)

第9条 町長は、前条の規定による報告を受理したときは、速やかに完了検査を行うものとする。

(支給決定の取消し)

第10条 町長は、完了検査において、事業が申請内容と異なり、本事業の趣旨に反していると認められたときは、申請者に相応の負担を求めることができる。

第3章 除草剤

(除草剤支給の要望)

第11条 除草剤支給事業を要望できる者は、原則として、区長、自治振興会長(区長会長)又は町長が適当と認める団体の代表者(以下「要望者」という。)とする。

2 要望者は、事業の必要性を十分確認協議の上、立山町道路等除草剤支給事業要望書(様式第4号)(以下「要望書」という。)により町長に要望するものとする。

3 支給事業は、要望受付順を基本とするが、町長は地域偏在が認められると判断したときは、事業を対象としないことができる。

(遵守事項)

第12条 要望者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 除草剤等を散布するときは、事前に散布の日時等を地域住民等に周知するとともに、周辺環境に十分配慮するよう努めること。

(2) 降雨、強風その他除草剤の散布に不適切な気象の場合は、散布を中止すること。

(3) 周辺地域の河川、用水等に除草剤を直接に飛散又は流入させないこと。

(禁止行為)

第13条 除草剤の支給を受けた者は、要望書に記載した道路等以外に散布してはならない。

2 除草剤の支給を受けた者は、支給された除草剤を有償又は無償で譲渡してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。